

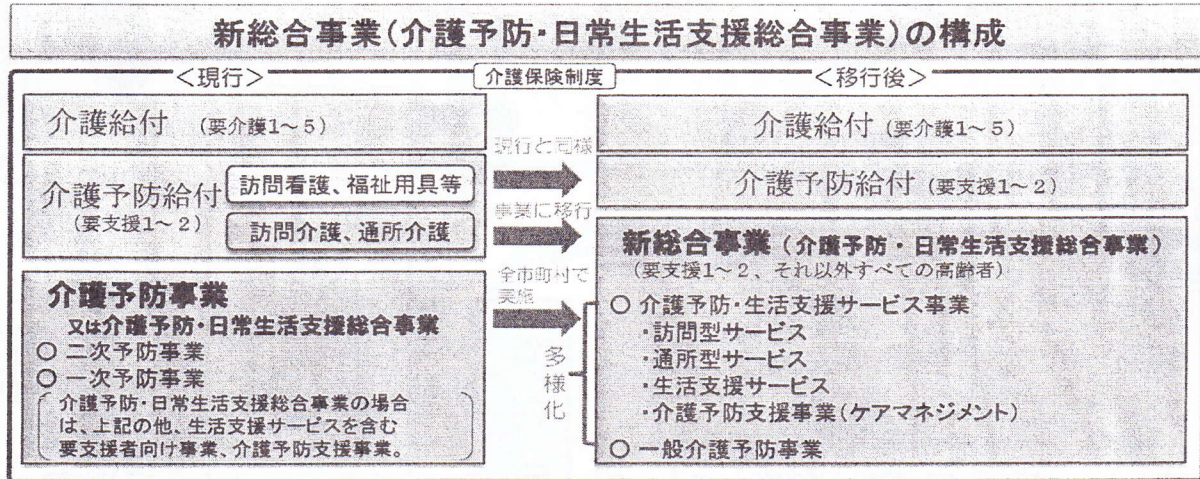
## 大田区 介護予防・日常生活支援総合事業実施概要

※以後、介護予防・日常生活支援総合事業を新総合事業という。

平成27年6月17日

## 1 新総合事業の構成

今回の介護保険法改正に伴い、要支援者等への多様な生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、介護予防給付の訪問及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じて区市町村が、効率的かつ効果的に実施することができる新総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行します。



## 2 大田区の地域包括ケア体制

## ■ 2025年に向けての地域包括ケア体制構築

全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、要介護認定者数が大幅に増加することが見込まれており、要介護状態となっても住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを適切かつ円滑に受け取ることができる地域包括ケア体制を構築します。

## 3 目的と実施方針(予定)

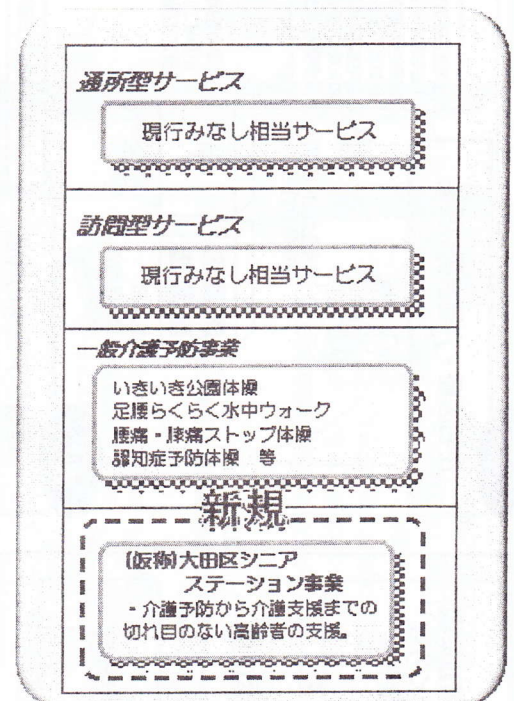
## 【目的】

大田区の新総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参加する、多様なサービスを実施することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進する。

## 【実施方針】

- 平成27年3月の大田区介護保険条例改正を受け、平成28年4月より新総合事業に移行を予定。
- 現行サービス利用者の新総合事業への円滑な移行を図る。  
※現介護予防給付相当のサービス提供事業者を、新総合事業の事業者とみなし指定する。
- 一般介護予防事業については、介護予防の通いの場、シニアボランティアの育成等の拡充を図る。
- 区の社会資源・仕組みを活用し、効率的に事業を推進する。

※みなし指定＝移行に掛かる負担軽減のため、現介護予防指定事業者を新総合事業の指定事業者とみなすH30年3月までの経過措置。



【イメージ】